

問題1 以下の事例について、福祉事務所が相談を受けました。

この家族をどう支援していくべきであるか、Aさんを含む世帯員ごとに課題を一つ挙げるとともに、それぞれに対して考えられる支援内容について、支援の目的に触れながら述べなさい。

(相談事例)

相談に来られたAさん(35歳女性パート就労)は、家族のことで悩んでいるとのこと、話を伺ったところ次のとおりでした。

- ・家族は、自分(Aさん)のほか、夫45歳、義父72歳(無職)、義母70歳(無職)、息子9歳(小学校3年生)の5人家族。
- ・夫は、療育手帳(軽度知的障がい)を所持。家電製品の組み立て工場でまじめに仕事をしてきたが、仕事の効率が悪いとされ、1年前に解雇された。現在無職。ハローワークに通って就労先を探しているが、なかなか見つからない状況。
- ・経済面については、これまでAさんのパート収入と、貯蓄、両親の年金で何とかやりくりしているが、貯蓄もそろそろ底をついてきており、今後の生活を考えると不安。
- ・義父は、1年前から時々徘徊があり、目が離せなくなっているため、Aさんは認知症ではないかと疑っている。
- ・義母は、義父の徘徊が始まった頃から、うつ傾向。日中はほとんど横になって過ごしている。病院受診を勧めるが、頑なに拒否しており、困っている。
- ・息子は、学校には毎日通っているものの友だちができず、担任の教諭からは、成績が極端に悪く、知的障がいが疑われるので専門相談機関に行ってみればどうかと言われており、どうしたらいいかわからず困っている。
- ・家族それぞれに課題があり、自分が何とかしないといけないと思い頑張っているが、あまりに多くの課題を抱え、どうしていいかわからなくなってしまい、身近に頼れる友人や相談相手もいないため困り果て、相談に至った。

問題2 下記の文章の(①)～(⑩)にあてはまる語句をそれぞれ解答欄に記入しなさい。

(1)「障害者基本法」(昭和45年5月21日法律第84号)における障害者の定義

身体障害、知的障害、(①)((②)を含む。)その他心身の(③)の障害がある者であって、障害及び(④)により継続的に日常生活又は(⑤)に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2)「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号)における福祉事務所の定義

都道府県の設置する福祉に関する事務所は、(⑥)法、(⑦)法及び(⑧)法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設置する福祉に関する事務所は、(⑥)法、(⑦)法、(⑧)法、(⑨)法、身体障害者福祉法及び(⑩)法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの(政令で定めるものを除く。)をつかさどるところとする。

問題3 次の(1)～(3)について簡潔に説明しなさい。

(1)「社会福祉法」における第一種社会福祉事業

(2)都道府県障害者権利擁護センター

(3)来談者中心療法

問題4 次の(1)(2)について、答えを解答欄に記入しなさい。

(1)「生活困窮者自立支援法」(平成25年12月13日法律第105号)における「生活困窮者」の定義を述べ、生活困窮者自立支援制度による様々な個別の支援を必要とする対象者について、同制度による事業内容に触れながら説明しなさい。

(2)「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」(平成12年5月24日法律第82号)では、「児童が同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」を児童虐待として定義している。子どもで行われる配偶者からの暴力(面前DV)の形態とその行為の内容及び面前DVが与える子どもへの影響についてそれぞれ説明しなさい。